

ねこの手だより

2017

1月号

No. 177



新春を迎え、皆様方におかれましては益々御健勝のこととお喜び申し上げます。昨年は、一年を通して大変お世話になり、皆様の御協力により無事支援を進めることができました。今年も、変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げます。

お願い

- ① 今年も「所得税確定申告及び市・県民税の申告」の時期が近付いてきました。平成28年分所得税の確定申告書提出及び納付の期間は平成29年2月16日（木）から同年3月15日（水）まで（ただし、所得税の還付申告は平成29年1月4日（水）から可能です）、市・県民税の申告期限は平成29年3月15日（水）までです。
平成28年1月～12月給与の「源泉徴収票」を同封しましたので、申告の際には「給与所得」として申告して下さい。
なお、月々の給与支払の際に、源泉所得税を徴収された方につきましては確定申告により、それまでに納めた源泉所得税が還付される場合があります。
- ② 先月号で「平成29年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を同封しました。今月、作業報酬の支払いを受ける方は、至急提出をお願いいたします。なお、それ以外の方も、なるべく早く提出をお願いいたします。（他の会社等にこの申告書を提出している方は提出ができません。）
- ③ まだマイナンバーの提出の無い方は、個人番号カード、又は通知カードを事務所まで持参頂き、確認させていただきます。お手数ですがよろしくお願い致します。
*農業公社への御意見・御質問等ありましたら、お気軽に下記まで御連絡ください。

事	一般社団法人	0263-87-1744	FAX 0263-52-0340
務	塩尻市農業公社	E-mail: mt60074@city.shiojiri.lg.jp	
局	ねこの手クラブ	http://www.shiojiri-agri.jp	